

明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事

募集要項

2024年（令和6年）12月

明 石 市

目次

1	目的	1
2	工事の概要	1
	(1) 工事名	1
	(2) 発注者	1
	(3) 対象工事	1
	(4) 工事方式及び業務範囲	1
	(5) 計画敷地・建物概要	2
	(6) 履行期間	3
	(7) 対価の支払い	3
	(8) 提案上限価格	3
3	担当部局	3
4	参加資格要件	4
	(1) 応募者の構成等	4
	(2) 応募者の要件	4
	(3) 応募者の構成企業の制限	4
	(4) 参加資格の確認	5
5	事業者選定の概要	5
	(1) 選定委員会の設置	5
	(2) 最優秀提案の選定方法	5
6	事業者選定スケジュール	6
	(1) 募集及び選定の日程	6
	(2) 契約締結等の日程	6
7	現地確認	6
8	質問の受付及び回答	7
	(1) 募集要項等に関する質問の受付	7
	(2) 募集要項等に関する質問への回答	7
9	参加資格審査提出書類及び提案書の受付	7
	(1) 受付方法等	7
	(2) プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所	8
	(3) 応募辞退に関する提出書類	8
10	評価の実施及び結果の通知	8
	(1) 審査	8
	(2) 優先交渉権者の決定	8
	(3) 優先交渉権者及び評価の公表	8
11	留意事項	9
	(1) 応募無効に関する留意事項	9
	(2) 提案内容	9
	(3) プレゼンテーション及びヒアリングにおける発言等	10
	(4) 評価への照会	10
12	提案内容の担保	10
	(1) 工事請負契約の締結	10
	(2) 契約保証金	10

(3) 優先交渉権の取消し.....	10
(4) 保険.....	11
(5) 事業者の権利義務に関する事項.....	11
13 市によるモニタリング.....	11
(1) モニタリングの概要.....	12
(2) モニタリングの費用負担.....	12
(3) モニタリングの結果の活用.....	12
14 公募の中止.....	13

1 目的

明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事（以下、「本工事」という。）は、民間事業者のノウハウ・施工技術を十分活用し、旧大久保清掃工場ほか解体工事を効率的に行い、本市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。なお、解体跡地には、新ごみ処理施設（焼却施設・資源リサイクル施設等）を整備する予定であることから、本工事においても可能な範囲で効果的な提案を期待する。

2 工事の概要

（１）工事名

明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事

（２）発注者

明石市長 丸谷 聡子

（３）対象工事

以下の施設の解体設計及び解体工事とする。

項 目	種 類	内 容	
焼却施設	旧大久保清掃工場 ※排水処理施設含む (休止中)	建築面積 3,458.35m ² 延床面積 8,926.78m ²	工場棟：鉄骨、鉄筋コンクリート造 地下 3 階 地上 5 階建 排水処理設備棟：鉄骨、鉄筋コンクリート造 地上 2 階建 煙突：鉄筋コンクリート造 59m 計量棟、危険物庫、プロパン庫 1976 年竣工 全連続燃焼式ストーカ炉 150t/日×3 炉 発電なし
その他	車庫 ※建設予定地範囲内のもの	建築面積 247.02m ² 延床面積 247.02m ²	鉄骨造 平屋建 1976 年竣工
	旧収集事業課事務所 (増築含む)	建築面積 415.70m ² 延床面積 775.80m ²	鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上 2 階建 1976 年竣工（増築棟：1990 年設計）

（４）工事方式及び業務範囲

ア 工事方式

本工事は、事業者が設計及び施工を一括して行う「DB方式（デザイン・ビルド）」とする。

イ 業務範囲

① 事前調査等に関する業務

- a 電波障害調査
- b 近隣建築物調査
- c 解体撤去に必要なアスベスト、ダイオキシン類等調査
- d その他、施設の整備に必要な調査（補完的な測量や地質調査を含む）

② 工事の施工に関する業務

- a 解体撤去工事（解体設計・施工計画を含む）

※解体に当たり必要な既存ユーティリティの迂回（収集事業課への給水、排水、雨水排水等を含む）や、既存の車両・人動線の迂回工事（転落防止柵など安全対策）を含む。また、迂回工事が仮設の場合は、本工事竣工後に復旧を行うこと。ただし、復旧の内容については後続の新ごみ処理施設整備・運営事業との調整・協議に拠る。

※解体物の運搬・処理・処分、スクラップ売却を含む。（スクラップ売却益は適切に集計し、工事費から控除すること。）

※撤去に当たり事前に必要な、既存施設内のダイオキシン類等の汚染物除去、アスベスト等の有害物除去を含む。（必要な足場等仮設、密閉養生、飛散防止対策、作業員のばく露防止対策、除去汚染物の運搬・処理・処分、環境調査等を含む。）

※資源物及び備品等を含め、市が撤去した以外の残置物については、本工事で適正に撤去・処分すること。

- b その他の工事（工事エリアに関する警備設備、工事に必要な電力・用水・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの引込に係る工事、その他必要な工事（電柱撤去にかかる経費を含む））

③ その他の業務

- a 必要な関係官庁届出等（事業者が行うべきもの）
- b 交付金申請など本市が行う関係官庁届出等の支援（経費負担も含む）
- c 本市が行う近隣住民対応の支援

（５）計画敷地・建物概要

整備計画地の場所	兵庫県明石市大久保町松陰 1131 番地ほか
用途地区	指定なし
景観地区	指定なし
容積率 / 建蔽率	200%以下 / 60%以下
特別用途地区	指定なし
防火・準防火地域	指定なし
都市施設	ごみ焼却場・ごみ処理場

(6) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 12 月 28 日まで（約 30 ヶ月間）

※工期短縮に関する提案により最大 6 か月間（令和 9 年 6 月 30 日まで）を変更する場合あり
（別途、優先交渉権者選定基準書参照）

(7) 対価の支払い

ア 前金払

本市は、本工事に要する費用の各会計年度における出来高予定額を対象に、前払金及び中間前払金を支払う。詳細については、工事請負契約書（案）に記載のとおりとする。

イ 部分払金

本市は、工事に係る対価について、モニタリングを実施し、要求水準書等に定められた水準が満たされていることを確認したうえで、出来形に応じ、各年度の支払限度額の範囲内で部分払金を支払う。また、竣工時には完成払金を支払う。詳細については、工事請負契約書（案）に記載のとおりとする。

ウ 物価変動

物価に一定程度の下降及び上昇があった場合、契約金額について協議することがある。協議方法の詳細については、工事請負契約書（案）に記載のとおりとする。

(8) 提案上限価格

¥ 2,581,000,000－（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

3 担当部局

明石市環境産業局環境室資源循環課新ごみ処理施設建設準備担当

所在地 〒674-0053 兵庫県明石市大久保町松陰 1131

電 話 078-918-5788

Email newacc-constr@city.akashi.lg.jp

4 参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 応募者の構成企業は、単一企業または複数企業とする。

イ 複数企業による場合は、「明石市建設工事の共同企業体取扱要綱」に定める特定建設工事共同企業体を結成して参加すること。

(2) 応募者の要件

応募者（共同企業体の場合は代表者）は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

ア 明石市入札参加資格者名簿（建設工事）に工種が建築一式工事または土木一式工事で登録されていること。

イ 公告日において、建築一式工事または土木一式工事における経営事項審査結果の総合評定値が1,400点以上であること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事または土木一式工事における特定建設業の許可を受けていること。

エ 平成26年12月1日から令和6年11月30日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年4月25日厚生労働省基発401号の2）または「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月）に基づく、一般廃棄物焼却施設の解体工事の元請けとして竣工実績を有すること。

オ 建築一式工事または土木一式工事における適正な専任の監理技術者を配置できること。

(3) 応募者の構成企業の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。

イ 公告日において明石市の指名停止期間中である者。なお、公告日から契約締結までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。

エ 本工事に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社。また、これと資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、『当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者』若しくは『当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者』をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

オ 新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員と資本面及び人事面において関連のある者。

- カ 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していない者。
- キ 公告日において納期限が到来している国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していない者。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に応募者の構成企業が4 (1) ~ (3) の参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

5 事業者選定の概要

(1) 選定委員会の設置

本市は、本工事における最優秀提案の選定において、透明性、公正性及び競争性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される選定委員会を設置している。

なお、優先交渉権者決定までに委員と本工事に関して接触を持ち、又は持とうとした応募者は失格とする場合がある。

(2) 最優秀提案の選定方法

本工事の優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、最優秀提案の選定にあたり、選定委員会を通じて学識経験者等の意見を聴取する。

6 事業者選定スケジュール

本市は、本工事への参加を希望する者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。

なお、事業者の選定は、本工事に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

募集及び選定のスケジュール（予定）は下記のとおり。

（１）募集及び選定の日程

区分	内 容	日 程
ア	募集公告（募集要項等の公表※）	令和6年12月9日（月）
イ	現地見学会（希望者のみ）	令和6年12月12日（木）～ 令和6年12月26日（木）
ウ	募集要項等に関する質問の受付	令和6年12月9日（月）～ 令和6年12月26日（木）
エ	募集要項等に関する質問への回答の公表	令和7年1月9日（木）
オ	参加表明書、参加資格審査申請書類及び提案書の受付	令和7年1月10日（金）～ 令和7年1月27日（月）
カ	プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年3月上旬
キ	最優秀提案選定	令和7年3月上旬
ク	優先交渉権者決定	令和7年3月中旬

（２）契約締結等の日程

区分	内 容	日 程
ア	優先交渉権者公表	令和7年3月中旬
イ	仮契約締結	令和7年5月上旬
ウ	本契約締結	令和7年7月上旬

※要求水準書の添付資料は、格納した DVD を希望者に手渡しする。要求する場合は、様式 1「添付資料請求書兼誓約書」に必要事項を記入の上、電子メールに同様式を添付し、事務局に送信すること。また、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

なお、添付資料の請求を認めるのは、以下の条件を満たす事業者に限る。

- ①工事への参加を検討しているもの
- ②参加資格要件に示す応募者（代表者）に相当するもの

7 現地確認

現地見学会を次のとおり開催する。

○日時：令和 6 年 12 月 12 日（木）～令和 6 年 12 月 26 日（木）の午前 9 時から午後 4 時

○場所：明石市旧大久保清掃工場敷地

○提出先：3 に定める事務局

○申込方法：見学希望日の 3 日前までに「様式集」様式 2「現地見学会申込書」に必要事項を記入のうえ、電子メールに同様式を添付し、事務局に送信すること。また、

提出者は電話により、着信の確認を行うこと。本市は、日程等の確認後に可否を連絡する。なお、申込は、以下の条件を満たす事業者に限る。

- ①工事への参加を検討しているもの
- ②参加資格要件に示す応募者（代表者）に相当するもの

8 質問の受付及び回答

（１）募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

- 提出先：３に定める事務局
- 提出期限：令和６年１２月９日（月）～令和６年１２月２６日（木）午後５時必着
- 提出方法：「様式集」様式３「募集要項等に関する質問書」に必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付し、提出すること。
なお、メールタイトルは「募集要項等に関する質問（企業名）」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

（２）募集要項等に関する質問への回答

募集要項等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和７年１月９日（木）を目途に本市のホームページで公表する。

なお、質問を行った者の企業名は公表しない。

9 参加資格審査提出書類及び提案書の受付

（１）受付方法等

参加資格審査提出書類及び提案書の作成は、様式集に従うこと。

- 提出先：３に定める事務局
- 提出日時：令和７年１月１０日（金）～令和７年１月２７日（月）
午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）
- 提出方法：提出日時に、郵送（配達証明付）又は持参すること。持参による提出の際は、事前に本市へ連絡し、本市が指定した時間帯に来庁すること。なお、様式８に必要箇所を記入したうえで持参すること。
- 提出書類：次を提出すること。
 - ア 参加資格審査提出書類
参加資格審査提出書類（様式４-１～様式４-７）を７部提出すること。
 - イ 提案価格書
提案価格書（様式５-１）は封筒に入れ、密封し、応募者名を表記して１部提出する。
 - ウ 見積書
見積書（様式５-２）は、提案価格書と同封の上、１部提出する。年度別の内訳書（様式５-３）を添付するものとし、確実に履行できる年度別出来高金額を記載すること。
 - エ 提案書

提案書（様式 7-1 から様式 7-15）については、次のとおりとし、正 1 部副 20 部を提出する。

- ① 提案書については、様式 7-1～様式 7-15 の順に各ページの下に通し番号を振り、A4 判縦長（A3 判の頁は折り込み）左ホッチキス綴じにより提出すること。
- ② 提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ 10.5 ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。
- ③ 提案書については、内容を記録したデータ（DVD 等の電磁記録媒体）1 部（使用ソフト：Microsoft Word 形式（Windows 対応））を提出すること。
- ④ 提案書については、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- ⑤ 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

提案書類の審査にあたって、各応募者に対するヒアリング（プレゼンテーションを含む。）を実施する。詳細は、事前に応募者に通知する。

○時期：令和 7 年 3 月上旬

○場所：明石市内

（3）応募辞退に関する提出書類

参加資格審査提出書類を提出した者が参加を辞退する場合は、次のとおり、様式集の様式 6「辞退届」を提出すること。

○提出先：3 に定める事務局

○提出方法：郵送（配達証明付）又は持参による。

10 評価の実施及び結果の通知

（1）審査

選定委員会は、応募者からの工事提案書の提案内容及び提案価格等を総合的に評価し、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定し、本市に選定結果を答申する。選定委員会は非公開とし、審査及び選定の具体的な内容については、優先交渉権者選定基準を参照すること。

なお、優先交渉権者を選定するまでの間に、応募者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

（2）優先交渉権者の決定

選定委員会は本市に選定結果を答申し、本市は、選定委員会による最優秀提案選定の答申を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

ただし、応募者数に関わらず、審査の結果により、優先交渉権者を選定しない場合がある。

（3）優先交渉権者及び評価の公表

本市が優先交渉権者を決定した場合は、全ての応募者（代表者）に対して当該応募者の合否について通知するとともに、「審査講評」「応募者」「契約の相手方」等を市ホームページにおいて、遅滞なく公表することを予定している。

11 留意事項

(1) 応募無効に関する留意事項

次のアからカまでのいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 提案書の提出日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成員を抱える応募者が行った応募
- イ 参加表明書に記載された応募者（代表者）の代表者以外の者が行った応募
- ウ 参加資格のない者の応募
- エ 応募者が談合した応募
- オ 明石市契約規則に定めるもののほか、参加資格審査申請書類、その他の提出書類に虚偽の記載をした応募者
- カ そのほか本件応募に関する条件に違反した応募

(2) 提案内容

ア 募集要項等の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項等（その後の変更を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

イ 応募に伴う費用負担

「14 公募の中止」にかかわらず、応募者の応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。

ウ 提出書の取扱い・著作権

提案書に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

① 著作権

提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本工事の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、本市は工事提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった工事提案については、本工事の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

② 特許権

提案内容等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。ただし、本市が工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、この限りでない。

エ 市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、提案書作成に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

オ 複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

カ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

キ 使用言語及び単位、時刻

提案書作成に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（３）プレゼンテーション及びヒアリングにおける発言等

応募者のプレゼンテーション及び選定委員会のヒアリングに対する参加者の回答内容等は、工事提案と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

（４）評価への照会

応募者は、公表日から起算して 7 日以内に、当該応募者に対する評価の理由について、文書での照会が可能であり、本市は照会があったときは、文書により回答するものとする。

12 提案内容の担保

（１）工事請負契約の締結

本市は、明石市議会の議決を経るまでに優先交渉権者と協議を行い、仮契約を締結することを予定している。

明石市契約規則（平成 5 年 3 月 30 日規則第 10 号）第 27 条の規定により、同議会の議決（令和 7 年 6 月中を予定）の後、通知を受けてから 7 日以内に本契約を締結しなければならない。

なお、本公募型プロポーザルについては、令和 6 年 12 月補正予算の成立を前提に行う準備行為であり、予算成立後に当該受注者と契約を行うこととなります。従って、議会において令和 6 年 12 月補正予算が否決された場合は、契約を締結しません。この場合、本公募型プロポーザルに要したすべての費用について全て応募者の負担となりますのでご注意ください。

（２）契約保証金

工事請負契約の締結にあたっては、工事の履行を確保するために、契約金額の 10 分の 1 に相当する金額以上の契約保証金を工事請負契約締結日までに納付することとする。

なお、明石市契約規則第 25 条に定める契約保証金の納付の免除条件を満たした場合（市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等）は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（３）優先交渉権の取消し

ア 優先交渉権の取消し

本市は、選定された応募者の構成企業が、工事請負契約締結までに、応募資格を喪失したときは、優先交渉権を取り消すことがある。ただし、代表者以外の構成企業が、応募資格を欠くような事態が生じた場合で、やむを得ない事情による場合は、本市と協議を行うこととする。

イ 優先交渉権を取り消した場合の措置

優先交渉権者が工事請負契約を締結しない場合及び前項アにより優先交渉権決定を取り消した場合は、総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による工事請負契約の手続を行うことがある。

(4) 保険

事業者は下記基準を満たす保険に加入するものとする。

なお、下記の保険と類似の機能を有する共済等を含むものとする。また、下記以外の保険の付保については、事業者が必要と判断するものに加入することとする。

ア 建設工事保険

- ① 保険契約者：構成企業
- ② 被保険者：構成企業及び市

イ 第三者賠償責任保険

- ① 保険契約者：構成企業
- ② 被保険者：構成企業及び市

(5) 事業者の権利義務に関する事項

本市の承諾がある場合を除き、事業者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。事業者が、本工事に関して本市に対して有する債権は、本市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

(6) 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、執行予定総額が 200 万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出すること。契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しない。この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。また、明石市入札参加者等指名停止基準別表 2 第 8 項第 9 号アの規定により、指名停止措置(3 か月)を行う。

(7) 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、入札のしおり等については、財務室契約担当及び明石市 ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができる。

13 市によるモニタリング

本市は、事業者が要求水準書及び工事提案書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準書及び工事提案書等に基づき設定される業務水準を満たしているかを確認するために設計施工監理（以下、「モニタリング」という。）を行う。モニタリングを実施する単位は要求水準書記載の業務単位とするが、事業者からモニタリングの実施単位についての提案があり、本市が効率的であると判断できる場合は、業務を細分化してモニタリングすることや、複数の業務を併せてモニタリングすることもある。

本市によるモニタリングは、次に示す（１）から（３）のとおりである。

(1) モニタリングの概要

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、募集要項等の規定に基づき、工事請負契約締結後、本市と事業者で協議し、本市が決定する。モニタリングの主な内容は、以下のとおりとする。

ア 業務着手時

事業者は、契約締結後ただちに、工事全体に関する計画書を本市に提出し、業務水準を満たしていることの確認を受けること。

イ 設計時

- a 事業者は、設計着手前に設計に関する工程表を本市に提出し、本市が要求した工事スケジュール等に適合していることの確認を受けること。また、設計の打合せ時に必要な資料等を本市に提示し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。
- b 事業者は、実施設計の各完了時に設計図書等の成果品を本市に提出し、本市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。提出する設計図書は、許認可申請だけでなく、積算や工事施工等に支障のないものとする。
- c 設計の状況について、事業者は、本市の求めに応じて随時報告を行うこと。

ウ 解体時

- a 事業者は、解体工事の着手前に、工事工程表及び施工計画書を本市へ提出し、本市が要求した工事スケジュール等に適合していること及び要求水準等が反映されていること等の確認を受けること。
- b 事業者は、解体工事が完了した時点で、完了報告書（現地の状況を表した現況図等を含む）を本市に提出し、完了状況の確認を受けること。

エ 随時

- a 事業者は、市内協力企業へ発注する業務の内容や市内協力企業契約額、また、契約額に対する市内協力企業契約額の割合等がわかる資料を作成し、これらが証明できる書類（契約書等）を備え、本市に提出し、入札時に誓約した金額以上を市内協力企業へ発注していることの確認を受けること。
- b 工事提案時から市内協力企業契約額の変更や協力企業の変更を行った場合は、その都度、修正し割合を満たしていることを確認しておくこと。

(2) モニタリングの費用負担

本市が実施するモニタリングに係る経費のうち、本市に生じる費用は本市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

(3) モニタリングの結果の活用

モニタリングの結果、事業者の業務の水準があらかじめ定められた条件（要求水準書や提案書）を下回ることが明らかになった場合、本市はその内容に応じて是正勧告、支払いの延期、契約解除等の措置を取る。

14 公募の中止

公募を公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を延期し、又は中止することがある。